

## 京都市男女共同参画市民会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的とする本市の行動計画の推進に当たり、男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、討議、学習、相互交流等を行う場として開催する京都市男女共同参画市民会議（以下「市民会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 市民会議は、必要に応じて随時開催する。

### (開催内容)

第3条 市民会議の内容については、京都市男女共同参画市民会議運営懇談会における意見の内容を踏まえ、実施する。

### (庶務)

第4条 市民会議の庶務は、文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当において行う。

### (補則)

第5条 ここに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年10月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成3年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。